

(様式4)

## 市有財産売却の媒介に関する契約書

鳥取市（以下「甲」という。）と 【媒介業者】（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日付けで甲と 【協定締結団体】 が締結した「市有財産売却の媒介に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

(信義・誠実の義務)

第1条 甲、乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(定義)

第2条 この契約において、「媒介」とは、乙が甲に対し、次条に掲げる市有財産の購入者（以下「購入者」という。）を紹介することをいう。

(目的)

第3条 甲は、次に掲げる市有財産の売却を行うにあたり、乙に媒介を委託し、乙はこれを受託するものとする。

| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 地積 | 売買価格 |
|------|-----|----|----|------|
|      |     |    |    |      |
|      |     |    |    |      |

(業務の内容)

第4条 乙は、市有財産の売却にあたり、協定書に基づき媒介を行うものとする。

(媒介の成立)

第5条 媒介は、協定書第4条第3項に規定する手続きが完了した後、甲と購入者が売買契約を締結し、かつ、当該市有財産の売買代金が全額支払われたとき成立するものとする。

2 甲は、前項の規定により媒介が成立したときは、乙に通知するものとし、乙の請求に基づき媒介手数料を支払うものとする。

(媒介手数料)

第6条 前条第2項に規定する媒介手数料の金額は、協定書第6条の規定により算出した金額によるものとする。

2 甲は、前条第2項の規定に基づき媒介手数料の請求があったときは、適法な請求書を受理した日から原則30日以内に乙に支払うものとする。

(禁止事項)

第7条 乙は、第6条に規定する媒介手数料以外は、甲に一切請求できないものとする。

2 乙は、購入者に対して媒介に係る一切の報酬を請求できないものとする。

(資料の請求)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し媒介に関する資料等の請求をすることができるものとし、乙はこれに応じるものとする。

(契約の失効)

第9条 この契約は、この契約を締結した日から30日以内に売買契約が締結されない場合には失効するものとする。ただし、甲がやむ得ない事情があると認めたときは、これを延長することができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を催告せず直ちに解除することができる。

(1) 乙が、**【協定締結団体】**の会員でなくなったとき。

(2) 乙が、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第2項の規定により免許の有効期間が満了して効力を失った場合又は同法第65条第2項の規定により業務の停止を命じられた場合若しくは第66条及び第67条の規定により免許を取り消されたとき。

(3) 乙が、本契約に違反したとき。

(4) 乙が、本契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、または不実のことを告げる行為をしたとき。

(5) 乙が、宅地建物取引業に関して不正、または著しく不当な行為をしたとき。

(6) その他の事情により市有財産売却の媒介が不要になったとき。

2 甲が前項の規定により本契約を解除する場合において、乙はこれに係る報酬及び費用償還の請求をすることができない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行にあたり、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(苦情等の解決)

第12条 この契約の履行にあたり、購入者からの苦情若しくは異議等、または第三者との間に紛争が発生したときは、甲、乙協議のうえ、解決にあたるものとする。

(費用の負担)

第13条 乙は、この契約の履行にあたり、故意または過失により購入者若しくは第三者に与えた損害については、負担しなければならない。  
2 乙は、本契約の締結に要する費用を負担するものとする。

(疑義の解決)

第14条 本契約に疑義が生じたとき、または本契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取市幸町71番地  
鳥取市  
鳥取市長 深澤 義彦

乙 【媒介業者】